

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

社会福祉法人 徳誠会

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日〉

## 1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：048-229-4664（受付時間8:30～17:30まで）

担当者：介護支援専門員

## 2、居宅介護支援事業所 春輝苑の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 春輝苑（しゅんきえん）
所在地	埼玉県川口市青木3丁目20番15号
介護保険指定番号	1170207557号
通常の事業の実施地域	川口市、蕨市、戸田市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護者に対し、適切な居宅介護支援を提供します。
運営方針	1、要介護者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2、要介護者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助します。 3、実施にあたっては関係市町村、医療機関等と連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

### (3) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	サービス管理全般	1名
介護支援専門員	2名	0名	サービス計画の立案・管理等	2名

### (4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
定休日	土・日曜日・年末年始12月31日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

※24時間連絡をとれる体制を整えています。担当介護支援専門員の下記番号になります。

携帯番号：\_\_\_\_\_

### 3、利用料金

#### (1) 居宅介護支援利用料等

要介護認定を受けられた方は、下記の該当する要介護度の単位数、加算単位数の合計単位数を掛けた金額が、法定代理受領により当事業所の居宅支援に対し、全額介護保険給付として支払われますので、利用者の自己負担は原則として無料です。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費	
算定項目	単位数
要介護1～要介護2	1,086単位
要介護3～要介護5	1,411単位
<b>加 算</b>	
加算項目	単位数
初回加算	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位
通院時情報連携加算	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位
<b>減 算</b>	
運営基準減算が2ヵ月未満	所定単位数の50%
運営基準減算が2ヵ月以上	0単位
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%
高齢者虐待防止措置未実施	所定単位数の1%

※特定事業所加算Ⅲ 取得にあたり、上記の他に1ヵ月につき323単位が追加されます。

※上記単位数に地域区分別1単位の単価（5級地）10,70円を乗じた金額を国保連より全額給付

#### (2) お支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求を致しますので、15日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行させていただきます。お支払い方法は、現金、振り込み、引き落とし等、ご契約の際に決めさせていただきます。

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域（川口市・蕨市・戸田市）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費を徴収させていただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロにつき20円を実費とさせていただきます。

## 4、居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行ない、理解を得るよう努めます。
- (6)
  - ① 利用者の心身の状態が安定しており、介護者の状況の変化も無く、サービス利用状況にも変更がないことを主治医、担当者その他の関係者がサービス担当者会議にて総合的に判断し合意を得ている（通院、訪問診療への立会い時における意見照会でも可、いずれもその記録が必須）。
  - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - ③ 画面越しでは確認できない情報をサービス事業所から同意を得て情報収集を行っている。
  - ④ 利用者に説明し文書による同意を得ている。上記要件を満たしている場合にはテレビ装置等を活用したモニタリングが少なくとも2月に1回のみ可能となります。

## 5、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。担当の介護支援専門員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

## (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
  - ・利用者介護保険施設に入所した場合・・・入所した翌日
  - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合・・・非該当（自立）または要支援となった日
  - ・利用者が死亡した場合・・・・・・・・・・死亡日の翌日
- ④ その他  
利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文章で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

## 6、虐待の防止について

居宅介護支援事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 居宅介護支援事業所 春輝苑 管理者 富 元子
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 各市役所、地域包括支援センター、警察との虐待等における通報先との連携・協力に努めます。

## 7、暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- ① 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- ② 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

## 8、秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
  - ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第3者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

## ② 個人情報の保護について

- ・事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については利用者の求めに応じてその内容を開示することとし開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

## 9、事故発生時の対応について

- ① 居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うよう対応致します。

## 10、身体拘束等の適正化の促進

利用者又はその他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行うことは禁止されています。

- ① 身体拘束を行う場合には、その態様および時間、利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- ② 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的実施します。

## 1 1、業務継続計画の策定

事業者は必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業所継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練を年1回以上実施します。

## 1 2、サービスに内容に関する苦情・相談

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記窓口で承ります。

### ☆サービス相談窓口☆

- 1 居宅介護支援事業所 春輝苑 担当：富 元子  
電話番号 048-229-4664  
(受付時間 8:30~17:30)
- 2 社会福祉法人 徳誠会 第三者委員  
●●●● ●●●-●●●-●●●●
- 3 川口市役所 介護保険課事業所係 電話番号 048-259-7293  
蕨市役所 健康長寿課 電話番号 048-433-7835  
戸田市役所 健康長寿課 電話番号 048-441-1800
- 4 埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課 電話番号 048-824-2568

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者 社会福祉法人 徳誠会  
事業所 居宅介護支援事業所 春輝苑  
所在地 埼玉県川口市青木3丁目20番15号  
管理者 富 元子

説明者 担当介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意致します。

利用者  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印